

差別解消に向けて地域皆で取り組む

大阪府福祉部障がい福祉室
障がい福祉企画課権利擁護グループ

本日お話させていただく内容

1. 障害者差別解消法の改正について
2. 地域支援協議会について
3. 大阪府や他市における差別解消に向けた取組みの紹介
4. 令和4年度に府へ寄せられた相談事例の紹介

障がい者差別の解消の推進に関する経緯

年 月	歩 み
平成16（2004）年6月	障害者基本法改正（議員立法） ※ 施策の基本的理念として差別の禁止を規定
平成18（2006）年12月	第61回国連総会において障害者権利条約を採択
平成19（2007）年9月	日本による障害者権利条約への署名
平成23（2011）年8月	障害者基本法改正 ※ 障害者権利条約の考え方を踏まえ、合理的配慮の概念を規定
平成24（2012）年6月	障害者総合支援法の成立改正
平成25（2013）年6月	障害者差別解消法の成立 障害者雇用促進法の改正
平成26（2014）年1月	障害者権利条約批准（2月発効）
平成28（2016）年4月	障害者差別解消法の施行 改正障害者雇用促進法（一部、平成30（2018）年4月施行）の施行 大阪府障がい者差別解消条例施行
令和3（2021）年4月	大阪府障がい者差別解消条例の改正
令和3（2021）年6月	改正障害者差別解消法の公布（施行は公布の日から3年以内）

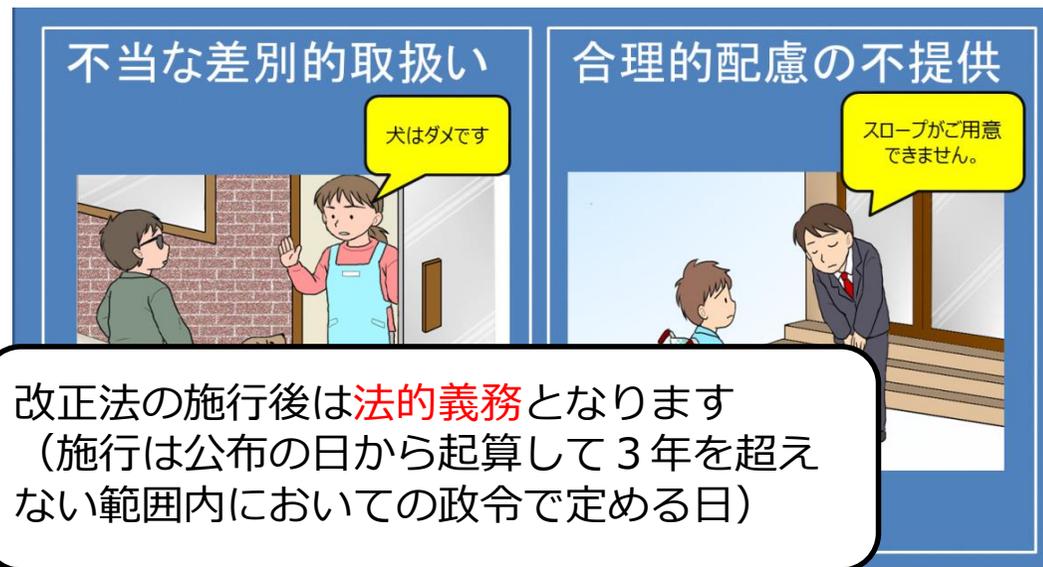
障害者差別解消法の概要

(1) 目的・基本的枠組み

- 目的：差別の解消の推進による共生社会の実現
- 対象分野：日常生活及び社会生活全般に係る分野を広く対象
- 基本的枠組み：障がい者が訴訟を通じて権利を実現する民事法的アプローチではなく、行政措置によって実効性を確保する行政法的アプローチを採用

(2) 差別の禁止

- 行政機関等に対する差別の禁止（第7条）
 - ⇒ 不当な差別的取扱いの禁止は法的義務
 - 合理的配慮の不提供の禁止は法的義務
- 事業者に対する差別の禁止（第8条）
 - ⇒ 不当な差別的取扱いの禁止は法的義務
 - 合理的配慮の不提供の禁止は努力義務
- 雇用分野の適用除外：
 - 行政機関等や事業者が事業主としての立場で労働者に対して行なう取扱い
 - ⇒ 障害者雇用促進法の規定の適用



(3) 差別を解消するための措置（具体的な対応）

- 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（第6条）
- 行政機関等は、職員が遵守すべき服務規律の一環として「対応要領」を作成
- 主務大臣は、事業者の適切な対応・判断に資するものとして「対応指針」を作成
- 事業者に対しては、主務大臣による報告聴取と助言・指導・勧告

(4) 差別を解消するための支援措置

- 国と地方公共団体による相談・紛争解決の体制整備と啓発活動
- 国と地方公共団体の機関による地域協議会の組織

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

国と地方の役割（基本方針案より）

市区町村：基本的な窓口の役割

都道府県：市区町村への助言、広域的・専門的な事案の支援・連携
必要に応じて一次的な相談窓口の役割

国：各府省庁が所掌する分野の相談対応等
市町村、都道府県のみで対応困難な事案への支援等

内閣府：各省庁の相談窓口の明確化、相談窓口に従事する人材の確保・育成の支援、事例の収集・整理・提供

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

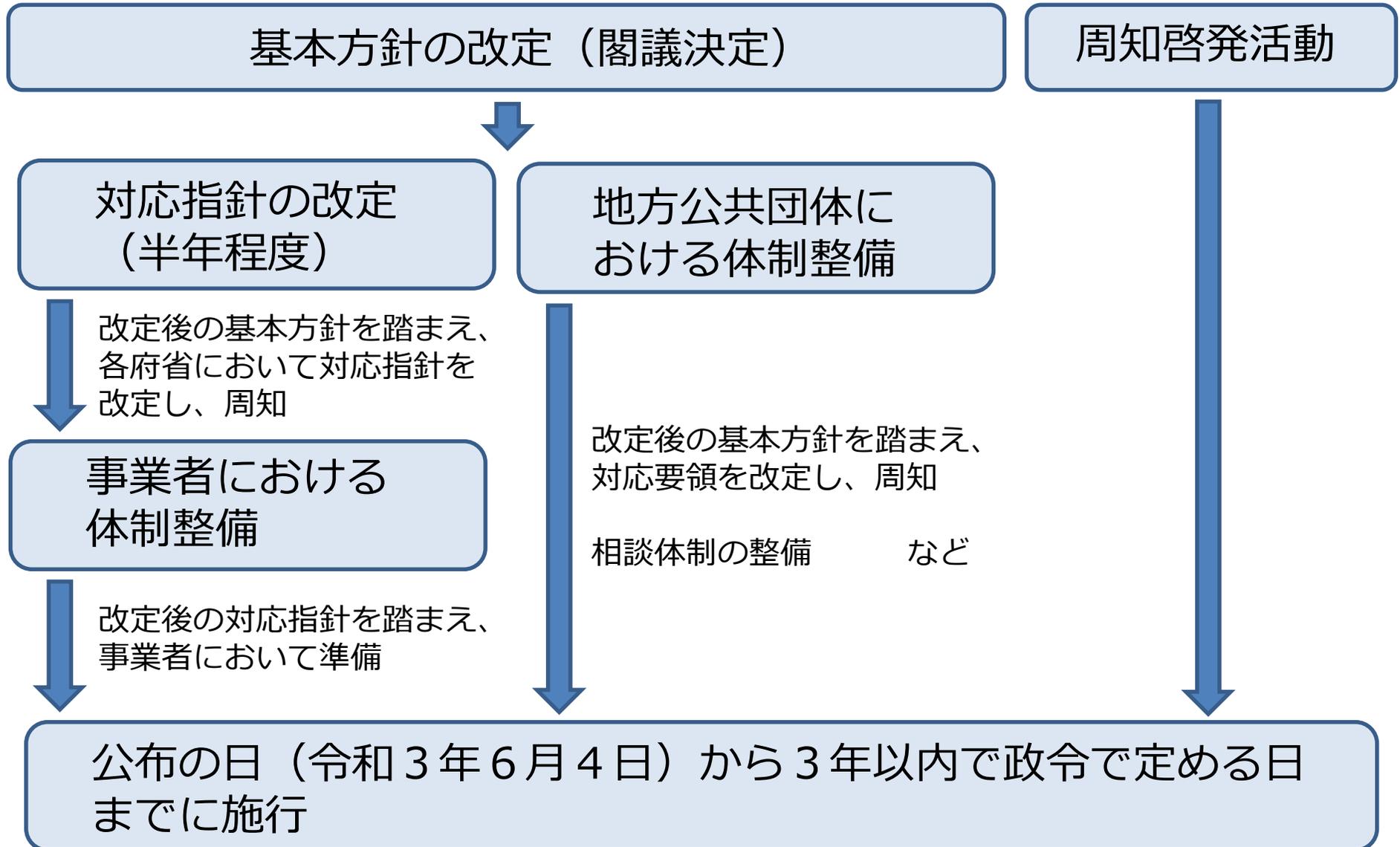
事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供
行政機関等	義務	義務
事業者	義務	義務

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。

改正法の施行に向けたスケジュール



障害者差別解消支援地域協議会の概要

○障害者差別解消法における位置づけ

地域協議会とは (法第17条)

- 地域における様々な関係機関が、障害者差別に関する相談や相談事例を踏まえた障害者差別のための取組を効果的かつ円滑に行うため、組織することができるもの。

構成する機関等 (法第17条)

- 国及び地方公共団体の機関のうち、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事する機関
- NPO法人等の団体、学識経験者等
- その他必要と認めるもの

地域協議会の 事務等 (法第18条)

- 必要な情報の交換、障害者からの相談や相談事例を踏まえた障害者差別解消の取組に関する協議を行う。
- 協議結果に基づき、構成機関等は、相談事例を踏まえた障害者差別解消の取組を行う。
- 地域協議会は、構成機関等に対し、相談を行った障害者や差別事案に関する情報の提供、意見の表明等の必要な協力を求めることができる。
- 地域協議会の庶務は、地方公共団体が担う。

守秘義務 (法第19条)

- 正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

地域協議会の想定される主な事務①

- 障害者差別解消法においては、地域協議会の具体的な所掌事務について明確な定めはなく、地域の実情に応じてそれぞれ判断することとなる。
- 想定される地域協議会の主な所掌事務は、次のとおり。

複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有

単一の機関では対応困難な事案※をケーススタディとして共有し、今後同様の事案が発生した際に迅速かつ的確な対応ができるよう話し合いを持つ。

※例えば、商店街全体で課題を有する事案、保健・福祉の関係機関による支援が必要な事案等

関係機関等が対応した相談に係る事例の共有

関係機関等が対応した相談事例に関する情報を共有する。これにより、構成機関等が障害者差別解消に関する共通認識を持つことにつながり、地域全体の相談対応力の向上にもつながる。

障害者差別に関する相談体制の整備

相談窓口の洗い出し、窓口により聞き取る内容の不整合が生じないための共通の情報記入シートの作成、相談を受けてから事案解決を目指す際の相談フローなどについて協議する。

障害者差別の解消に資する取組の共有・分析

合理的配慮の提供事例を収集し、地域協議会の中で共有するとともに、実施に向けたポイントを評価・分析し、より多くの機関等で良い取組が実践されるような事例集の作成などについて話し合う。

(➡続く)

※「障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営等に関するガイドライン」（平成29年5月内閣府政策統括官(共生社会政策担当)

※内閣府R3年度障害者差別解消支援地域協議会体制整備・強化ブロック研修会資料より抜粋

地域協議会の想定される主な事務②

(→前頁からの続き)

構成機関等における斡旋・調整等による紛争解決の後押し

地域協議会での意見交換の段階から、合理的配慮の考え方や過重な負担の判断基準、蓄積・共有した事例等を踏まえた解決方法をアドバイスすることで、権限を有する機関が行う紛争解決を後押しする。

障害者差別解消に資する取組の周知・発信や研修・啓発

障害者に対する誤解・偏見・無理解、合理的配慮に関する情報不足による障害者差別を解消するため、地域で重点的に実施すべき研修・啓発等の分野や内容の検討、効果的な周知・発信の在り方などについて協議する。

個別の相談事案に対する対応

複数の機関にまたがる相談内容に関する解決に向けた話し合い、独自の権限に基づく紛争解決のための事実調査や助言等を行う。

その他

障害者へのちょっとした手助けや配慮を住民に幅広く求める啓発の取組を推進するなど、障害者差別解消の取組と関連する取組により、相乗効果を期待できる。

※あいサポート運動など

- 地域協議会の事務はこれらに限定されるものではなく、障害者差別解消法の趣旨の範囲内で独自の取組を行うことも可能。

○助言型合議体の実施

大阪府で広域支援相談員が対応に苦慮した事例について、委員より助言等をもらい、相談員の資質向上等に役立てた
※令和3年度は2回実施（各回2事例を取上げ）

○委員間での意見交換の実施

①大阪府において合理的配慮の提供を義務化したことを受けての空気感の変化や取組み、②新型コロナの感染拡大期に見聞きした差別事案について委員より紹介いただいた（令和3年度第2回解消協）

また、各委員に実際の差別事例に触れていただくため、過去にあった事例を提示し、どのような対応が問題だったのか、どのようにすべきだったのかを議論いただき、委員のレベルアップや考え方の共有を行った（令和4年度第1回解消協）



(参考) 事例検討の資料

事例検討用シート

【相談の内容】

視覚障がい者がスーパーマーケットに買い物に行き、買い物の手伝いを店舗に求めたところ、以前はしてもらえていた対応が、今後はできないと断られたとのこと。

【対応概要】

スーパーマーケットの当該店舗と本社に確認したところ、これまで付き添った際には1時間ぐらい時間がかかったのだが、この店舗はオープンしたばかりで客も多く、人手がないため現状では対応できないとのこと。空いている時間がある場合の障がい者への配慮等の検討、スタッフへの障がい理解や差別解消法に関する研修・周知について依頼した。

【論点】

開店したばかりで常に混んでおり、人員に余裕がない状態の店舗において、障がい者が合理的配慮として買い物の付き添いを求める場合、どこまで合理的配慮として対応すべきなのか。
解決のために店舗ができることとして、どのようなことが考えられるか。



差別解消に向けての大阪府の主な取組み

【啓発の取組み】

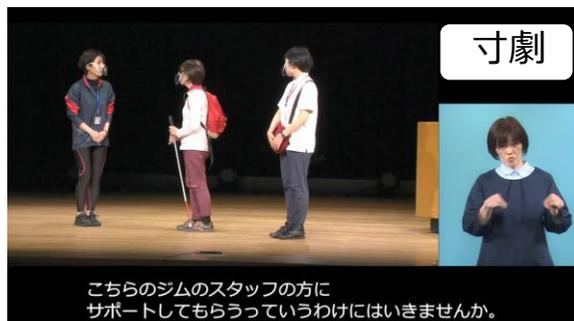
- フォーラム「身近な事例を基に障がい者差別解消について考える」（動画配信）
 - ・「合理的配慮」「障がい者差別解消」について、実際にあった相談事例をもとにした寸劇で紹介
 - ・有識者、事業者、障がい当事者等によるパネルディスカッション
 - ・フォーラムの様子を撮影した動画はYouTubeで公開し、事業者団体等へ案内



関西テレビ
アナウンサー
堀田篤さん



ミサイルマン
西代洋さん



○SNSでの情報発信

- ・InstagramやTwitterなどのSNSにおいて、障がい特性や合理的配慮の提供事例などを紹介



Instagram



Twitter



コロナ禍で従来の周知啓発が行いにくくなったことを契機に、これまで届きにくかった層に向けての発信を強化



門真市障がい者差別解消専門部会の取組み

- 市内事業者は障害者差別解消法や合理的配慮についてどのように考えているのだろうか？
- 事業者との関係性が希薄なので、関係性を築きたい！



アンケート調査を実施することに



アンケート項目は事務局（市、社協、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所）で話し合ってたたき台を準備し、それを参加機関の意見を踏まえ修正して作成。

- (項目)
- ・「障がい者への対応で何か困った経験はないか」
 - ・「障がい者が来たときにどのように対応をしているのか」
 - ・「障がいのある方が来店された時にどのような工夫をしているか」
など

差別解消に向けての他市の取組み

実施方法

- ・ 商工会議所に事業者（8店舗）を紹介してもらって実施。
商工会議所には事業者に対し事前の趣旨説明にも協力していただいた。
- ・ アンケートは協議会事務局・当事者団体・当事者の3者がグループになって一緒に事業者を訪問する形で実施した。

工夫されている点

- ・ 事業所に合理的配慮の提供を押し付けるようなアンケート内容とするのではなく、「困りごとを一緒に考えましょう」という内容とした。
- ・ アンケートを当事者と一緒に配布することにより事業所と今後の関係性を持つきっかけづくりを行った。
- ・ 障がい者がよく訪れる業種を選び、その中で当事者団体の人が訪問しやすい駅前のお店をピックアップしてもらおうよう商工会議所に依頼した。

アンケートの結果（取りまとめ中）を今後の施策の参考にするとともに、アンケートの際にできた関係性を今後の取組みにも生かしていく予定

【事例1】 マスクの着用が難しい人のライブ参加

【相談の内容】

感覚過敏とマスク着用時に呼吸苦のある人が、ホールで開催されるライブにマスクを着用せずに観客として参加できるか主催者に尋ねた。相談者からは会話時は口元をハンカチで押さえるようにするなどの提案もしたが、主催者からの返答は参加不可という内容であった。過去にはマスク非着用でも良いとされた事例もあったようだが、このような対応は合理的配慮の不提供にあたらぬか。

【対応と結果】

府の広域支援相談員より主催者に対し、マスクの代替や席の移動等による調整を依頼。ライブの開催には主催者以外にも多くの利害関係者がおり調整は単純にできるものではなかったが、主催者からも関係各所への働きかけに協力していただけたこともあり、バリアフリースペースにおいてマスク不着用での鑑賞が可能となった。



【事例2】 講習会への手話通訳者の派遣

【相談の内容】

聴覚障がいのある方からの相談。スポーツ競技団体が開催する指導者養成研修会に参加したいが、受講要綱には手話通訳等の介助者は自身で手配するよう記載があった。自分で手話通訳を用意するしか方法がないのはおかしいと考え、開催の2か月前に主催者側で手配してもらいたい旨を伝えたが、開催直前になって、準備できないとの回答があった。

【対応と結果】

当該団体はボランティア的な位置づけであり、手話通訳を準備することは費用の面で困難であるとのことであった。府の広域支援相談員からは手話通訳の準備がどうしても過重な負担であるならば、UDトークや筆談などの代替措置も含め、相談者と話し合いをして欲しいことを伝えた。その結果、手話通訳は時間の関係で準備できなかったが、UDトークを利用することで、受講が可能となった。

